明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（二七）　三
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（二八）　六
○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（二九）　八
〔政　令〕
○保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四〇）　三
○保険業法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（二四一）　三
○株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（二四二）　三
〔府　令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　三
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　三
○認可特定保険業者等に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　三
○少額短期保険業者供託金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務三）　三
○保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務四）　三
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（法律第二七号）（文部科学省）

1　法律の題名を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に改称することとした。（第一条及び第二条関係）

2　機構の目的に、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図ることを追加することとした。（第三条関係）

3　機構の業務に、次に掲げる業務を追加することとした。（第一六条関係）

㈠　国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

㈡　国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。

4　機構の一部の事業に係る経理については、その他の経理と区別し、特別の勘定を設けて整理することとするとともに、利益及び損失の処理の特例等について定めることとした。（第一七条及び第一八条関係）

5　機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券を発行することができることとするとともに、政府は、これらに係る債務について、保証することができることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

6　独立行政法人国立大学財務・経営センターの解散、その権利及び義務の機構への承継、独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止等について定めることとした。（附則第二条～第一四条関係）

7　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（法律第二八号）（国土交通省）

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正関係

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進（第二九条の二関係）

㈠　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行うこととした。

(1)　認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

(2)　(1)の業務に関連して必要な調査を行うこと。

㈡　機構は、㈠の(1)の業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないこととした。

㈢　国土交通大臣は、㈡の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととした。

2　罰則

1の㈡の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第四六条関係）

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正関係

1　役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡する業務並びに2の㈠の業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。（第一一条関係）